

(案)

新宿区スポーツ環境整備方針 (素案)に対する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

令和 7(2025)年3月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果(概要)
.....1
- 2 新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に対する
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
.....3
- 3 新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に関する
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨
.....16

1 パブリック・コメント等の実施結果(概要)

1 パブリック・コメント

(1) 実施期間

令和6年10月25日(金)から令和6年11月25日(月)まで

(2) 意見提出者及び提出方法

意見提出者 9名・団体

ホームページ

6名・団体

ファックス

3名・団体

合計

9名・団体

(3) 意見数及び意見の方針への反映等

① 意見数

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	方針全般に関する意見	0件	
2	第1章 方針の考え方・基本理念	5件	No.1～5
3	第2章 方針策定の背景	1件	No.6
4	第3章 課題と対応	6件	No.7～12
5	第4章 施策の展開	39件	No.13～51
6	第5章 推進体制	1件	No.52
7	参考資料	1件	No.53
8	その他	2件	No.54～55
合計		55件	

② 意見の方針への反映等

A 意見の趣旨を方針に反映する

4件

B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ

23件

C 意見の趣旨に沿って取組を推進する

0件

D 今後の取組の参考とする

6件

E 意見として伺う

22件

F 質問に回答する

0件

G その他

0件

合計

55件

2 地域説明会

(1) 開催日及び会場

10月31日(木) 新宿コズミックスポーツセンター

(2) 参加者数

6名

(3) 意見数及び意見の方針への反映等

① 意見数

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	方針全般に関する意見	2件	No.1~2
2	第1章 方針の考え方・基本理念	0件	
3	第2章 方針策定の背景	0件	
4	第3章 課題と対応	0件	
5	第4章 施策の展開	1件	No.3
6	第5章 推進体制	0件	
7	参考資料	0件	
8	その他	0件	
合計		3件	

② 意見の方針への反映等

A	意見の趣旨を方針に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って取組を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	0件
E	意見として伺う	3件
F	質問に回答する	0件
G	その他	0件
合計		3件

2 新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に対するパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に対するパブリック・コメントでいただいた意見要旨及び区の考え方をまとめています。

《記載内容は、以下の項目を設け説明内容のとおり整理しています。》

項 目	説 明
【素案頁】	ご意見の内容が該当する素案のページを示しています。
【章番号】	ご意見の内容が該当する素案の章番号を示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	いただいたご意見について、区の考え方を示しています。 なお、方針への反映等については、A～G で示しています。A～G の分類については、パブリック・コメント実施結果概要(P.1)をご確認ください。)

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方	
1	2	第1章	「(1) スポーツ環境整備の必要性と目的」に以下の文章を入れる。 「スポーツ基本法は『スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利』と明記しています。誰もがスポーツに親しめる社会のために区の責務として推進します。」	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「第1章 方針の考え方・基本理念」の「(4) 基本理念とスローガン」に「スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと」は、全ての人々の権利である」と記載しています。 また、本方針は、スポーツ基本法第4条で定める自治体の責務の趣旨に鑑み、誰もが生涯を通じて多様なスポーツに親しめる環境を整備するため、区のスポーツ推進に対する基本的な考え方をまとめたものです。
2	2	第1章	「(1) スポーツ環境整備の必要性と目的」に「経済的理由でスポーツに親しむ機会が損なわれることのないよう、区として環境を整備する必要があります。」ということを明記する。	E	ご意見として伺います。 本方針への記載は考えておりませんが、区内の障害者・団体が、区立スポーツ施設を利用する際は利用料金を免除しており、子どもが在籍する団体については、利用料金を減額しています。加えて、無料で参加・体験できる様々なスポーツイベントを提供するなど、誰もがスポーツに親しめる環境を創出しています。
3	3	第1章	「(2) 本方針におけるスポーツの定義」に「散歩」も含まれている。確かに身体活動全般に含むものかもしれないが個人的には違和感を覚える。JOCの指針によるものと認識しているが、その関係で以前よりスポーツ実施率が高くなっていると思われる。	E	ご意見として伺います。 スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられています。本方針についても、「スポーツ」をより身近なものとして、これまでスポーツに関心がなかった方も含めて、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指していることから、気晴らしや健康づくりのためのウォーキングや散歩についても「スポーツ」に含むものとしています。 また、スポーツ実施率の推移について、これまで「区政モニターアンケート」で「スポーツ・生涯学習等の実施状況」を調査しており、当該調査には軽度な身体活動（ハイキング・ウォーキング、体操等を含む）もスポーツに含めて、その実施状況を調査してきました。 なお、方針素案に記載しているスポーツ実施率については、運動やスポーツに限った実施状況を令和5年度に調査しており、その結果を記載しています。
4	3	第1章	17行目に「本方針では、上述のように、スポーツを広義でとらえ、・・・の醸成を目指しています。」とあるが、これは「スポーツの定義」とは少し異なる。 「(1) スポーツ環境整備の必要性と目的」の中にも記載があり、記載が無くてよい。	A	ご意見を踏まえて、方針素案から削除します。
5	5	第1章	「(5) 環境整備の基本的な視点」の「連携・協働」に「また、スポーツは、一人で行うだけではなく、団体で行う、観戦する、スポーツ活動を支える」部分が「一人で行うだけではなく」と「団体で行う」が並列している。 「また、スポーツは一人で行うだけではなく団体で行う（する）、観戦する（みる）、スポーツ活動を支える（ささえる）」の様な表記に変更してはどうか。	A	ご意見を踏まえて、方針素案を修正します。 「スポーツは、個人や団体で行う（する）、観戦する（みる）、スポーツ活動を支える（ささえる）」と修正します。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方	
6	10	第2章	「(1) 社会的背景」の「子どもたちとスポーツ」に「外遊びの機会の減少」と冒頭にあるが、現在、公園（児童公園含む）や広場において、ボールやラケット（器具等）を使用することが出来ず、子供達の遊ぶ機会と、遊ぶ創造性を奪っているのは我々大人や管理者である。 「他の人が迷惑だから」「他の大人が危ないと感じるから」「近所の人迷惑を受けるから」等、大人の都合で子供達から遊びの場を奪っていると思う。是非以前の公園の様に子供達が笑顔で、声をあげて遊べる公園に戻していきたいと考える。子供達が大人の目を気にせず遊べる場所を作ってほしい。それこそが、子供達がスポーツに触れる機会を増やすことになる。	E	ご意見として伺います。 区立公園は、住宅地に隣接した小規模の公園が多く、公園内での球技は他の公園利用者にとって危険であり、利用者の安全確保や事故の未然防止の観点から原則禁止しています。 このため、区内にキャッチボールやバスケットゴール、フットサルなどの球技が行える施設を23公園に整備しています。
7	18	第3章	「(2) 課題と対応」の「スポーツの関心や実施状況からみえた課題」に「スポーツ観戦を通じたスポーツへの関心喚起が必要」とある。 昨今、東京・パリオリンピックや世界大会での日本勢の活躍が著しく、また、大谷選手の活躍などにより、メディアでも盛んにスポーツが取り上げられている関係で、スポーツに対する気運が上昇している。多くの区民がスポーツを見る、特に観戦してもらうことはスポーツへの関心が深まる。 新宿区でも国立競技場・コズミックセンター・スポーツセンター等で大きなスポーツイベントや大会を企画し、多くの区民の方に観てもらうことを切望する。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 スポーツ観戦は、人々に感動や一体感を与えるとともに、応援しているチームや選手の活躍をみることで、満足感や充足感を得られ、更に観戦をきっかけに実際にスポーツを行ったり、支える活動を始めたりすることが期待されます。 このことから、「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(4) スポーツの魅力を知る機会の創出」に「③ スポーツをみる機会の充実」と位置づけ、「みるスポーツ」の取組を推進していきます。 なお、国立競技場では「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン」を開催しており、各スポーツ施設においても多様なスポーツ大会の会場として提供するとともに、オリンピックなどのトップアスリートの競技を間近で「みる」、体験できる機会を提供しています。
8	20	第3章	「(2) 課題と対応」の「障害者のスポーツ環境からみえた課題」に「パラスポーツへの関心喚起、普及・啓発が必要」とある。 パラスポーツへの関心は、新宿区だけでなく東京都全体としても低いと考える。パラスポーツは他人事でなく、我々自身も実際に行うかもしれない競技だと考え、是非多くの方に関心を持っていただきたい。そのためには、健常者のスポーツとパラスポーツが一体になり、同時に進めることも必要である。 国民スポーツ大会・都民スポーツ大会等も「別の大会」として異なる日程で、別の組織にて運営されている。同時運営は難しいかもしれないが、これでは関心を喚起することは難しい。 区民総合体育大会に組み入れる等を検討していただけると関心喚起が出来ると思う。 また、コズミックセンターでは多くのパラスポーツを実施してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、様々なパラスポーツ体験機会の提供等を通して、パラスポーツの魅力発信、普及啓発に取り組んでいます。 その取組の一つとして、「いつでも、だれでも、どこでも」気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会としてコミュニティスポーツ大会を開催しており、その中でパラスポーツ種目の「ボッチャ」を令和元年度から正式種目として採用しています。 また、コズミックスポーツセンターでは、障害者スポーツ支援事業として、インクルーシブスポーツデー「Let's!★くるすぽ」にて卓球・ボッチャ、プールでは障害をお持ちの方が参加しやすい「障がい者スポーツデー(プール)」を設けるほか、指導員を配置し水の効用を楽しむ「ハンディキャップスイムデー」を行っています。
9	22	第3章	「(2) 課題と対応」の「スポーツを支える活動からみえた課題」に「スポーツを支える活動への関心喚起・担い手づくりが必要」とある。 一言で「担い手の発掘と育成」と言われるが、我々スポーツ団体にとって、現在担い手（役員）の発掘・確保が非常に困難な状況にある。どうすれば手伝ってくれるのが我々にも課題。特に若い世代の方は、大会には参加するが運営側になかなか来てくれないのが現状である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 スポーツを支える活動を行っている人は限られており、関心も低い状況にあることから、スポーツを支える活動の担い手づくりは課題であると認識しています。 様々なスポーツイベントや教室等の機会を捉え、支える活動への関心喚起に取り組むとともに、他自治体での取組も参考にしながら、担い手の発掘と育成に取り組んでいきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の方 考 え 方	
10	22	第3章	「(2) 課題と対応」の「スポーツを支える活動からみえた課題」に「スポーツ団体の育成・支援や団体間の交流・連携が必要」とある。 スポーツ団体の育成・支援ですが、スポーツ団体への直接の運営資金支援は頂いていない。 各競技団体（加盟団体）は会場確保や区民総合体育大会で支援を受けているが、協会運営資金はほとんどない。今後は、関係団体にも直接運営資金の支援をお願いする。 スポーツ協会・スポーツ推進委員協議会・レクリエーション協会の関係強化と連携は重要である。行政・施設管理団体・スポーツ関係団体の関係強化と連携も重要である。	E	ご意見として伺います。 区では、区スポーツ協会に対する運営資金の援助は考えておりませんが、区スポーツ協会が引き続き地域におけるスポーツ振興の中心的存在として、区民がスポーツに親しむ場や機会の提供、各種目の指導者育成等に取り組んでいただけるように、施設の優先貸し出しや利用料金の減額、広報周知活動などの支援を行っていきます。 なお、各団体や行政との関係強化と連携については、引き続きスポーツ環境会議の中で、定期的な現状報告や意見交換を行うとともに、団体間の連携・協働を支援していきます。
11	24	第3章	「(2) 課題と対応」の「施設・ハード面からみえた課題」に「気軽にスポーツを楽しめる都市環境の整備が必要」とある。 この項目では、「散歩」もスポーツのジャンルに入れている。散歩をしている人は「スポーツをしている」と考えるだろうか。アンケートにて「ウォーキング・散歩」とあるからスポーツに入れた結果、実施率が高くなっていると思われる。 小学5年生・中学2年生では、運動やスポーツを「広場や公園」で行うと回答した方が31.8%いるが、実際に広場や公園で何を行っているのか。（ウォーキング・散歩？eスポーツ？） 現状では、ボールや器具を利用したスポーツや遊びをすることは出来ない。特に児童公園では声を上げて楽しむことも問題として取り上げられる。ボールを投げ・蹴り、走り回り、飛び回ることさえも規制されていると思われる。対策・改善が必要である。	E	ご意見として伺います。 スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられています。本方針についても、「スポーツ」をより身近なものとし、これまでスポーツに関心がなかった方も含めて、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指していることから、気晴らしや健康づくりのためのウォーキングや散歩についても「スポーツ」に含むものとしています。 区立公園は、地域の方々の屋外におけるスポーツのほか、休息や鑑賞、遊戯、その他レクリエーションなど様々に利用されています。このため園内には、休憩施設や遊具、健康遊具、砂場など施設整備しているところです。球技についても、他の公園利用者の危険とならないよう、キャッチボールやバスケットボール、フットサルなどの球技が行える施設を23園に整備しています。
12	25	第3章	「運動やスポーツの実施場所」の「公共のスポーツ施設」の利用率が低いと考える。 平日の利用は仕事や学校で難しい。土曜・日曜は教室や大会で使用されていて利用が出来ない。なかなか、友達と突然行って気軽に利用が出来ないのが現状だと考える。施設が不足しているのか。有効利用をしていないのか。	E	ご意見として伺います。 個人のスポーツ活動の場として、屋内スポーツ施設では新宿スポーツセンターを開放しており、土日については、大小体育室や武道場等のフロアで貸切利用や教室事業等で活用していますが、それ以外の時間（区分）は種目を限定して個人開放としています。加えて、プールやトレーニング室は常時、個人開放として、気軽に利用できます。 また、その外の新宿コズミックスポーツセンターのプール、武道場等でも貸切利用がない時間（区分）については、個人開放を行っています。 屋外スポーツ施設では、妙正寺川公園運動広場で第2、4土曜日を個人に開放しています。 今後も、誰もがスポーツに親しめるスポーツ環境の整備に取り組んでいきます。
13	33	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(1) 子どもがスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「① スポーツに親しむきっかけの充実」 子供同士や子供と保護者がともに体を動かす事は非常に良いことだと考えている。特に、保護者は出来るだけ子供と一緒に活動して欲しい。 ただ、子供がスポーツを楽しめる場所が行政や地域スポーツ・文化協議会が運営するスポーツ事業に頼っている所が多くあると思う。親子で、何時でも簡単に利用出来る施設の拡充が求められている。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 子どもの頃に運動やスポーツに親しむ機会のあった人は、成人以降にも引き継がれるといわれており、未来の担い手である子どもたちが、子ども同士や親子でスポーツを楽しめる場や機会の提供が重要であると考えます。 引き続き、子どもを対象とした教室や親子参加型のプログラムなどのスポーツを楽しみ、継続できる場や機会の充実を図っていきます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方	
14	33	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(1) 子どもがスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「③ 子供のスポーツを支える環境の充実」特に子供の指導・育成に関しては、単なるスポーツを熟知しているだけでは指導を行うことは難しく、子供の心理や身体・成長に関する知識も知り得なければ行うことは出来ない。 我々スポーツ団体もこれからはジュニア指導への見聞を広め、子供達の成長に合わせた指導が出来るようにならなければならない。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿未来創造財団では、地域コミュニティ活動や生涯学習活動の支援に関わっている方を対象に「新宿力パワーアップ講座」を実施しています。新宿区生涯学習支援者バンク登録者を主な対象とした講座であるため内容は年度により異なりますが、これまで栄養学やコーチング指導など子どもの指導・育成に役立つテーマも取り扱いました。 今後も、子どものスポーツ環境を支える指導者の育成に取り組んでいきます。
15	34	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(2) 成人がスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「② 生涯を通してスポーツを楽しむことができる機会の充実」 多様性に富み、だれでもフリーで出場できるスポーツ大会やイベントを開催しなければならないと考える。我々スポーツ関係団体が連携して開催をしていかなければならない。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「第4章 施策の展開」の「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「② 生涯を通してスポーツを楽しむことができる機会の充実」に記載のとおり、スポーツに取り組む方が、生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに応じて参画できる多様なスポーツイベントや大会等の開催・支援に取り組んでいきます。
16	35	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(3) 高齢者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「② 高齢者のスポーツを支える環境の充実」に「高齢者のスポーツ施設利用料を減額または免除する」を加える。	E	ご意見として伺います。 区立スポーツ施設における高齢者の利用について、現在、新宿コズミックスポーツセンターのプールでは、「プールポイントラリー」を実施しており、65歳以上の方には、一般の方に比べ無料で利用できる頻度を1.5倍に設定しています。 現時点では、高齢者の施設利用料金を減額又は免除する考えはありませんが、高齢者がスポーツ施設を今まで以上にご利用いただけるような様々な教室の実施を検討するなど、施設の指定管理者と協議してまいります。
17	36	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(4) スポーツの魅力を知る機会の創出」の「③ スポーツをみる機会の充実」 スタジアムや体育館にて直接観戦することは非常に良いことだと考える。 そのためには国立競技場やコズミックセンター、出来れば東京体育館などのイベント開催を周知し、無料又は格安にて観戦が可能になると多くの方が参加できると思う。特に子供達へは学校単位で招待することで高い効果が得られると考える。	E	ご意見として伺います。 スポーツ観戦は、人々に感動や一体感を与えるとともに、応援しているチームや選手の活躍をみることで、満足感や充足感を得られ、更に観戦をきっかけに実際にスポーツを行ったり、支える活動を始めたりすることが期待されます。 このことから、「第4章 施策の展開」の「(4) スポーツの魅力を知る機会の創出」に「③ スポーツをみる機会の充実」と位置づけ、「みるスポーツ」の取組を推進していきます。 なお、新宿未来創造財団では、試合観戦事業として野球・サッカーの観戦・優待を行い、プロスポーツの観戦機会を提供しており、申込みは個人単位ですが、周知チラシ等は小学校に配布しているものもあります。 加えて、スポーツ施設では、主要な国際大会のパブリックビューイングや、より身近な教室プログラムにおける発表会、試合観戦も実施しています。
18	36	第4章	年齢77歳としては、「eスポーツ」をスポーツのくりに含める」のだけは同意できない（スポーツは身体を動かし、心肺機能を高めるものと考え）が、その他全般は充分に検討された良いプランだと思う。	E	ご意見として伺います。 本方針では、「スポーツ」を広義で捉え、「スポーツ」をより身近なものとし、これまでスポーツに関心がなかった方も含めて、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指しています。 「eスポーツ」は、障害の有無や、性別・年齢を問わず楽しむことができ、スポーツ推進にも効用があると考えられます。障害者や高齢者の健康増進、多世代・多文化交流に向けて、「eスポーツ（身体活動を伴うもの）」などのデジタル技術を活用したスポーツについても研究・検討してまいります。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方	
19	37	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(5) スポーツに関する情報の充実」の「① 情報提供の工夫・充実」 Oh!レガスやHPにて情報発信をしているが、なかなか全体に行き渡っていないと思われる。何故なら我々が情報を獲得に行かなければ得られないためである。教育委員会を通じて学校に掲示、子供達に配布。区施設にて掲示・配布（現在実施中）、今後は、我々スポーツ関係団体からも情報を発信・周知していく必要があると考える。	B	ご意見は、素案の方向性と同じです。 区や新宿未来創造財団、各区立スポーツ施設の管理者では、広報新宿やOh!レガス新宿ニュース、ホームページ等を活用するとともに、一部のイベントについては周知チラシを学校にも配布し、スポーツに関するイベントや教室の情報を発信しています。 また、地域で活動する様々な主体が発信しているスポーツ関連情報についても、収集・集約しながら必要な情報が効果的に行き届くようスポーツ関係団体の協力を得ながら、検討していきます。
20	37	第4章	「基本施策1 誰もが気軽にスポーツを楽しむ機会の創出」の「(5) スポーツに関する情報の充実」の「③ スポーツ観戦やスポーツ活動を支える情報の発信」 イベントや観戦に関する情報を発信すると同時に、「お手伝いをしてくれる方（当日のみで可能）を募集しています。」等も同時配信すると、興味を持った方が少しでもボランティアとして増えるかもしれない。ボランティアを介してスポーツが実施出来たり、資格取得が出来ると思ってくれば、より興味を引くことが出来るかもしれない。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ボランティアの登録制度である「レガス新宿サポーター」を新宿未来創造財団では運用しています。区や新宿未来創造財団が実施するイベントでは、登録者に対して参加を呼びかけています。今後は、より多くの区民が、ボランティアとして多様なスポーツイベントに携われるような仕組みを研究、検討してまいります。
21	39	第4章	障がい者スポーツは自分から遠く離れたスポーツではなく、近い将来自分自身が行うスポーツかもしれないことを、我々はもっと認識し取り組まなければならないと思う。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 パラスポーツは、障害のある方はもとより、年齢や性別に関わらず、誰もが参加できるよう、実施する人に合わせて用具やルール工夫がされているという特性があります。パラスポーツの推進はスポーツ全体への貢献につながることも期待されます。 区民の誰もがスポーツを楽しむことができるよう、パラスポーツを通じた交流機会の充実と、パラスポーツの魅力発信、普及啓発に取り組んでいきます。
22	39	第4章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(1) 障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」 「障害者」の記載については様々な論議があるが、個人的には人に対しては「障がい者」と「ひらがな」表記で、「害をなす人」の意味合いを持たせず、障害そのものに対しては「障害」と漢字表記で区別していただきたい。	E	ご意見として伺います。 スポーツ基本法及び国のスポーツ基本計画において、「障害者」と表記していることから、本方針においても同様に記載しています。
23	40	第4章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(1) 障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「① スポーツに親しむきっかけの充実」 障がい者スポーツがもっと広く実施し、健常者がパラスポーツに携わる事、子供達がパラスポーツにより多く触れる事を切望している。 現在新宿区でも「ボッチャ」や「ゴールボール」の紹介と普及に取り組んでいるが、まだまだ関心度は低いと思う。 今後は多種のパラスポーツの実施を試み、一人でも多くの方に親しむきっかけとなることを願っている。 区障害者団体連合会とも連携し、広くイベントや大会を区内にて実施が出来ればと思う。車椅子バスケットやウィルチェアラグビー等は見ているだけでも興味を引くと思う。 多くの区民（障害を持つ方を含む）の方が「見る」・「知る」ことから始まると良い。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ボッチャやゴールボールに限らず、パラスポーツやニュースポーツなどの体験機会の充実を図るとともに、イベント等の開催に際しては、パラスポーツ団体や障害者団体と連携・協働して実施します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方	
24	40	第 4 章	障害児者が参加できるスポーツの場の拡充 障害を持つ子どもや大人が参加できるスポーツ施設やイベントを増やしていただきたい。これは、障害の有無に関係なく、すべての人が健康でアクティブなライフスタイルを送るために必要である。 特に、知的障害児者が参加できるような機会が少ないと感じている。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 スポーツ施設については、障害者の方がスポーツを楽しめる場や機会の創出のため、区立スポーツ施設の区民の利用料金を免除するとともに、障害をお持ちの方が参加しやすい「障がい者スポーツデー（プール）」や、指導員を配置し水の効用を楽しむ「ハンディキャップスイムデー」、ボッチャの実施などを行っています。あわせて、スポーツ施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めてきました。 障害のある方が参加できるイベントについては、多様なパラスポーツ体験会の実施に加え、令和6年度からは、障害者向け運動教室を実施しています。 また、「新宿青年教室」事業では、知的障害のある15歳以上の方を対象に、各月2回程度、生涯学習活動に参加できる機会を提供しています。この中で、スポーツ活動をメインに活動することを希望する参加者は「スポーツ班」に属し、バスケットボール、ボッチャ、キックベース等の種目を行っています。 今度も障害者がスポーツ親しめる環境づくりに取り組んでいます。
25	40	第 4 章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(1) 障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「② 障害者のスポーツを支える環境の整備」に「障害者スポーツ大会の区民参加要件をなくし、区有施設を無料にして広く交流を図れるようにします。」を加える。	E	ご意見として伺います。 障害者スポーツ大会の区民参加要件をなくすことは考えていませんが、区内の障害者団体が、区立スポーツ施設で実施するスポーツ大会等については、令和4年4月から利用料金を免除し、交流を図れるよう環境を整備しています。
26	40	第 4 章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(1) 障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」の「② 障害者のスポーツを支える環境の整備」に「区のスポーツ施設利用料を障害者は無料にしている制度に加えて、区の施設で行うスポーツの講座等についても障害者を無料にします。」を加える。	E	ご意見として伺います。 区立スポーツ施設で行うスポーツの講座等について、障害者を無料にすることは予定していませんが、障害者を対象とした運動教室等や令和5年度から実施しているパラスポーツ体験会は無料で参加ができます。 また、令和6年度からは、新たに障害者向け運動教室を無料で開催し、体操やダンスなどの運動プログラムを定期的実施しています。
27	41	第 4 章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(2) パラスポーツの振興と理解促進」の「① パラスポーツを通じた交流機会の充実」と「② パラスポーツの魅力発信、普及啓発」 個人的にはパラスポーツは子供達には是非見てもらいたい競技である。ハンディがある方がそれを克服し輝いている姿を是非見て欲しい。障がい者と健常者は共に同じ社会で暮らしていることを認識していただきたい。 国際大会や大きな大会でなくても良いので、区の各所で大会・練習・イベントを開催していただき、接する機会の増設をお願いしたい。 出来れば授業の中でパラスポーツ観戦を取り入れてたら更によい考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、様々なパラスポーツの体験会を実施するとともに、スポーツイベントの中にパラスポーツが体験できる場を設け、パラスポーツの普及・啓発を行っています。 授業の中でのパラスポーツ観戦については、区内の全ての小中学校では、パラスポーツ体験を軸とした障害者理解教育を行っています。学習ではパラスポーツ体験のほか、選手との交流も行われており、子どもたちは選手の生き方から障害の有無に関係なく、夢や目標に向けて努力することの大切さを学んでいます。体験で実施しているパラスポーツの中には、パラスポーツ大会の観戦に子どもたちを招待してくださる団体もあり、令和6年度も大会会場近くの区立小学校の子どもたちが競技を観戦する予定となっています。
28	41	第 4 章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(2) パラスポーツの振興と理解促進」の「③ パラスポーツに関わる地域人材の育成・活用」 スポーツ協会としても普及活動に努め、運営側として参加し協力していかなければならないと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 パラスポーツの振興に当たっては、パラスポーツ団体をはじめ、障害者団体、スポーツ関係団体等とも連携・協働しながら進めていきます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方	
29	41	第4章	来年、デフリンピックが東京で開催されますが、区スポーツ環境整備方針素案に掲載されていないで非常に残念。 オリンピック、パラリンピックと比べてデフリンピックの知名度がまだまだ低く、区民の人達に知って欲しかった。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「第4章 施策の展開」の「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(2) パラスポーツの振興と理解促進」の「② パラスポーツの魅力発信、普及啓発」に、「大規模な国際大会（パラリンピックやデフリンピックなど）を契機に、パラスポーツやニュースポーツの魅力を知る機会を提供していきます。」と記載しています。 今後も、デフリンピックやパラリンピックの開催の機会を捉え、パラスポーツの魅力発信に取り組んでいきます。
30	41	第4章	他の区ではデフリンピックのイベントを開催されている所が多い。しかし、新宿区は何もやっていないのは相当問題である。デフリンピックのイベントでは聞こえない選手を招待し、トークショー、体験コーナー、簡単な手話を教える等を開催している。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 デフリンピック大会に関連したイベントについて、令和5年度には、四谷スポーツスクエアで「新宿スポレク」の際に卓球のデフリンピック選手を招き、トークショーや体験会を行いました。令和6年度には、デフフットボール体験会を開催し、デフフットサル選手・監督を招き競技の魅力を体験できるプログラムを開催しました。更に令和7年度には、実施種目の模擬体験等ができるイベントを開催し気運醸成を図っていきます。 また、新宿区社会福祉協議会内の視覚・聴覚障害者交流コーナーでは、令和6年度にデフリンピック関連イベントとして、デフリンピック選手による「かけっこ教室」を西戸山中学校体育館で実施したほか、手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、区民が聴覚障害者と交流することで、同大会を契機とした、聴覚障害、手話言語への理解啓発を促進しています。 教育委員会では、全小中学校で使用する区の障害者理解教育推進教材にデフリンピックや聴覚障害に関する内容を取り上げており、令和6年度からは全ての学校の障害者理解教育の中で活用しています。学習によってデフリンピックに向けた機運醸成や聴覚障害に対する理解につながっています。また、令和6年度は、教員を対象とした夏季集中研修にデフリンピアンを講師として招き、デフサッカーの体験会や講話を実施し、障害者理解教育の充実につなげました。 今後も、デフリンピックやパラリンピックの開催の機会を捉え、パラスポーツの魅力発信に取り組んでいきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の方 え か た り 方	
31	41	第 4 章	インクルーシブなスポーツの推進： 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるスポーツを推進してほしい。障害児者と健常者が一緒にスポーツをすることで、障害に対する理解が広がり、それが障害の有無に関わらずだれにとっても住みやすい地域になると考える。 具体例として、以下のとおり提案する。 ボッチャコートの設置： ボッチャは障害児者と健常者が共に楽しめるスポーツである。区内の公園やスポーツセンターにボッチャコートを設置すると、多くの人々が参加しやすくなる。 ボッチャボールの設置： 各学校や地域センターにボッチャボールを設置することで、日常的に誰もが気軽にボッチャを楽しむことができる環境を作っていただきたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 各スポーツ施設等におけるボッチャコート、ボッチャボールの設置については以下のとおりです。今後も、誰もが気軽にボッチャをはじめとするパラスポーツを楽しめるよう場や機会の充実を図っていきます。 【スポーツ施設】 新宿コズミックスポーツセンターでは、生涯学習活動を目的とした団体等を対象にボッチャセットを無料で貸し出しています。また、四谷スポーツセンターでは、施設の附帯設備としてボッチャセットやレクリエーションボッチャシートの貸し出し、新宿スポーツセンターでは、新たに1階ロビーでレクリエーションボッチャシートの無料開放を実施しています。 【公園】 区立公園では、他の公園利用者に配慮しながらボッチャを行うことができるため、ボッチャ専用コートを設置することは考えていません。 【地域センター】 地域センターでは地域コミュニティ活動のため、様々な物品を貸し出しており、ボッチャセットについては地域センターごとに判断しているところですが、既に四谷、牛込筆筈、若松町地域センターでは貸し出しを行っています。 【学校】 区立学校では、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を展開しており、ボッチャを実施している学校が複数あります。ボッチャを体験していない学校の中にも、ボッチャセットを購入し、クラブ活動等で活用している学校があります。また、区立幼稚園では、親子でボッチャ体験を行っています。
32	41	第 4 章	現在、学校で子どもがボッチャをチームを組んで取り組んでいるが、学校以外で取り組める環境がどこにもない。 地域センターなどで貸し出しをしてもらい、集まって練習をできる場所が欲しい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 地域センターでは地域コミュニティ活動のため、様々な物品を貸し出しており、ボッチャセットについては地域センターごとに判断しているところですが、既に四谷、牛込筆筈、若松町地域センターでは貸し出しを行っています。 なお、新宿コズミックスポーツセンターでは、生涯学習活動を目的とした団体等を対象にボッチャセットを無料で貸し出しています。また、四谷スポーツセンターでは、施設の附帯設備としてボッチャセットやレクリエーションボッチャシートの貸し出し、新宿スポーツセンターでは、新たに1階ロビーでレクリエーションボッチャシートの無料開放を実施しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方	
33	41	第4章	区のコミュニティスポーツ大会でも行われているが、私の周辺では特に「ボッチャ」の取組が盛んに行われている。 様々な自治体でも大会を開催しており、ある区ではボッチャ専用コートを作ったり、スクールを開設したりなど、自治体を挙げて盛んに取り組まれている地域もある。 ボッチャは、身体障がい者の方のためのスポーツとして誕生した。競技自体はとてもシンプルで、障がい者の方はもちろんのこと、高齢者も子どもも関係なく、あらゆる世代の方々が、共に取り組むことができる競技である。チーム戦の場合は、年齢・性別・障がいに関係なく、コミュニケーションを取りながら、また、思考力を使いながら行うことができる。体験も気軽に出来、親睦大会などもよく開催されている。そのため、区が目指すあらゆる方針に十分に適合している競技の一つと思う。 しかし、競技にふれて、健康のため、また、様々な方とコミュニケーションをとるために、実際にボッチャを続けてみようとする、そこに難問が発生する。それは用具がとても高いことである。ボッチャは試合を行うのに最低でも13球のボールが必要で、加えて審判用具も必要となる。試合として成立させていくには、ある程度の質のボールが必要である（レクリエーション用は使い勝手が悪くて、残念ながら試合が成り立たない）。そのボールは、1球1万円～2万円する。また、ボール自体は軽いものではなく、セットを持ち歩きするのは結構な力が必要である。個人が準備するにはかなりハードルが高い。 新宿では、多くの地域センター等もあり、地域の様々な方々が利用している。施設運営に支障を来たさない範囲で、ボッチャ用具（ボッチャボールの用途は、野球のように投げたり、サッカーのように蹴ったりするものではない）など、個人が用意するにはハードルが高いような用具が常備されていたら、より一層、健康のためのスポーツや、コミュニティ形成の機会の提供につながるのではないか。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 地域センターでは地域コミュニティ活動のため、様々な物品を貸し出しており、ボッチャセットについては地域センターごとに判断しているところですが、既に四谷、牛込筆筈、若松町地域センターでは貸し出しを行っています。 なお、新宿コズミックスポーツセンターでは、生涯学習活動を目的とした団体等を対象にボッチャセットを無料で貸し出しています。また、四谷スポーツセンターでは、施設の附帯設備としてボッチャセットやレクリエーションボッチャシートの貸し出し、新宿スポーツセンターでは、新たに1階ロビーでレクリエーションボッチャシートの無料開放を実施しています。
34	41	第4章	「基本施策2 障害者がスポーツに親しめる環境づくり」の「(2) パラスポーツの振興と理解促進」の「② パラスポーツの魅力発信、普及啓発」に「アダプテッドスポーツの普及・啓発に努めます。」を加える。 「※アダプテッドスポーツとは、性別や年齢、体力、障害の有無などに関わらず、誰もが参加して楽しめるようにルールや用具を工夫したスポーツの総称」を欄外に言葉の解説として加える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 本方針において、「障害の特性に応じてクラス分けやルールを変更したり、用具や補助者により障害を補う工夫や配慮を加えて適合させた競技種目だけでなく、障害のある人の健康づくりを目的としたウォーキングや体操、楽しみを目的としたレクリエーションなどの身体活動全般」を「パラスポーツ」と定義しています（「第1章 方針の考え方・基本理念」の「(2) 本方針におけるスポーツの定義」）。パラスポーツは全ての人々が楽しむことができるユニバーサルなスポーツであり、その点において「アダプテッドスポーツ」と同様であると考えます。 また、本方針は、個々の目的やレベル等に応じて、誰もが生涯を通じて多様なスポーツに親しめる環境の整備を目的としていることから、「(2) パラスポーツの振興と理解促進」では、パラリンピックで行われるような競技性のあるものに限らず、誰もが参加でき楽しめるよう工夫されたスポーツや、障害のある人やない人の交流を目的としたスポーツの振興と理解促進にも取り組んでいきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方
35	43	第4章	方針素案の「第3章 課題と対応」の「(2) 課題と対応」の「スポーツを支える活動からみえた課題」の1つ目の「スポーツを支える活動への関心喚起・担い手づくりが必要」との課題認識に対して、「新宿区らしさ」の観点からの課題解決策として、個人の区民(在住者)だけではなく、法人(在勤者・在学者)を巻き込むことが重要かつ有効であると考えるが、その視点が整備方針から伝わってこないことは遺憾である。 区から出されている「新宿の産業振興施策の実施状況(令和5年度)」によると、区内の事業所数は33,094と港・千代田・中央・渋谷に次ぐ都区部で5位であり、従業者数は678,632と渋谷を上回る4位となっている。その観点からそれぞれの区のスポーツ振興の取組方針を調べてみると、港区(スポーツ推進計画)：「身近な場所でスポーツ活動が実施できるよう、既存施設の有効活用や区内大学・企業等との連携により、スポーツ活動の場の拡大に取り組みます。」、千代田区(スポーツ振興基本計画)：「大学・私立学校・民間企業との連携強化(企業が所有するビル等の公開空地や郊外施設の有効活用について検討していきます)」、中央区(スポーツ推進ビジョン)：「地域スポーツの推進など、スポーツを通じた地域貢献を望む民間事業者との連携を加速するため、民間事業者が参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。」、渋谷区(スポーツ推進計画・素案)：「渋谷区を拠点に活動するスポーツチームや関連団体、大学、民間企業等と連携・協働し、スポーツへの関心喚起、参画機会の拡充を図っていきます。」が、掲げられている。また、隣接する中野区では、区立総合体育館のネーミングライツを区内に本店を置く飲料メーカーと契約(令和4年度末をもって終了)するなどの事例もある。その一方で区の方針には、他の区にあるような「企業・民間事業者」の文言が見当たらない。 スポーツ振興に限らず、都心では地価や物価などの生活環境の課題から若年層の定住・地域活動への参加が見込みにくく、高齢者層の占める比率が年々大きくなるに伴い地域コミュニティ活性化の担い手不足は今後さらに深刻化することが想定される。 一方で、民間企業には社会的課題解決への取組み、地域社会貢献、健康経営などの公共性に目を向け、自治体との連携を模索する動きもある。 担い手不足を解消するために、区内在住者とともに在勤者・在学者の機動的な起用を検討すべき。例えば、区と包括連携協定を締結している企業の社員や大学の学生に、スポーツボランティアへの参加の機会を計画的・継続的に創出するための評価制度や単位制度などの参加者へのインセンティブを設けてもらい、区としては担い手不足の解消の一助に、企業や大学にとってはCSRの一環として、相互にWIN/WINの関係に立てるような仕組みが考えられる。 また施設整備についても区立施設であることが望ましいものの、予算や用地確保の制約、拡大の見通せない人口構成の中で自前のハコモノにこだわらず民間の遊休施設(土日休の不稼働スペースを含む)を登録して借り上げて(シェアリングを含む)柔軟に運用する仕組みも考えられる。 区立スポーツ施設へのネーミングライツや冠スポーツ大会、スポーツイベントへの協賛も、区が一定のガイドラインを示したうえで積極的に採り入れてみるのも、区民のスポーツ参加意識向上の一助となるかもしれない。 そのような観点から、今後の議論において、法人の集積度というポテンシャルの高さを活かした「新宿らしい」スポーツコミュニティ振興施策の充実に期待を寄せております。	ご意見を踏まえて、方針素案を修正します。 本方針における、民間事業者等との連携・協働については以下①、②のとおりであり、ご提案のあった事項は以下③、④のとおり取り組んでいます。更に公民連携を推進するため、「基本施策3 スポーツ活動を支える団体の育成と担い手づくり」に「(3) スポーツ分野における公民連携(民間活力)の推進」を追記します。 また、「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(4) 地域資源を活用した各種施設の活用・連携」の「① 地域における各種施設の活用と連携・協働の推進」に「事業者や大学等が保有する施設の活用」を追記します。 <u>① 本方針における「企業・民間事業者」との連携について</u> 本方針の対象は、「第1章 方針の考え方・基本理念」の「(3) 方針の対象」で「スポーツ環境を享受する対象は、原則として、区内に住所を有する者、並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」としており、ご指摘の民間事業者や在勤者も含まれます。また、「(5) 環境整備の基本的な視点」の「連携・協働」では、「区の関連部署をはじめ、大学・企業等と連携した環境整備をより一層検討していきます。」としており、第4章に記載の主な取組の内容を示す際に、該当する視点をロゴを用いて示しています。加えて、「第5章 推進体制」の「(2) 各主体の役割・責務」の「事業者」において区内で事業活動を行う企業・商店・病院等の法人や個人事業者、民間スポーツクラブ、大学などの教育機関の主な役割・責務を記載しています。 <u>② 在勤者・在学者の機動的な起用について</u> 「基本施策3 スポーツ活動を支える団体の育成と担い手づくり」の「(1) スポーツ活動を支える人材の育成・活用」の対象には在学・在勤者も含まれます。広くスポーツ活動を支える人材の育成・活用に取り組んでいきます。 <u>③ 民間の遊休施設の活用について</u> 区では企業や大学のスポーツ施設である江戸川河川敷グラウンド(埼玉県三郷市)、上智大学真田堀運動場を活用しています。区民のスポーツ環境の充実を図るため、今後も、企業や大学の保有する施設の活用に向けて、検討していきます。 <u>④ スポーツ施設へのネーミングライツや冠スポーツ大会、スポーツイベントへの協賛について</u> ネーミングライツについて、ネーミングライツの基本的事項、導入の判断基準、契約期間及び命名条件などを整理したガイドラインの策定を行い、スポーツ施設を含む区有施設等におけるネーミングライツの導入に向けて検討を進めています。また、スポーツイベントへの協賛については、「新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン」で、企業等または個人から協賛金等を募って大会を運営しています。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方	
36	44	第 4 章	「基本施策3 スポーツ活動を支える団体の育成と担い手づくり」の「(1) スポーツ活動を支える人材の育成・活用」の「① スポーツを支える人材の発掘・育成」 現在スポーツ協会では協会運営をしてくれる人材や、各加盟団体の運営をしてくれる人材（役員）が不足し、高齢化している。大会には参加するが運営に携わってくれる方はいない。 理由として、運営は当日だけでなく打合せ・準備も含まれる。打合せは平日夜間が主で、多くの時間を費やさなければならない。大会開催は主に土・日曜日の休日。早朝より終日。しかも手当が出るのはごくごく一部の団体・大会のみで、ほぼ全ての団体は昼食弁当のみ。交通費が出る団体はあるが、謝金が出る団体はほぼない。無償ボランティアである。高齢者なら多少融通は利くが、30才代～50才代は仕事や家庭の関係で難しい。 また、自分達の競技団体の運営は行うが、協会自体の運営までは手を貸してくれない。人材の紹介はスポーツ推進委員協議会やレクリエーション協会へは行っていると思うが、我々競技団体は自らが人材の発掘・育成を行っているのが現状である。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 スポーツ協会をはじめとしたスポーツ関係団体の人材不足、高齢化については課題であると認識しています。 区では、新宿未来創造財団を通じて、区スポーツ協会加盟団体と連携して定期的なスポーツ教室や活動機会を提供しており、区民の参加を契機に協会加盟者の増加を図っています。 また、新宿未来創造財団のウェブサイトでスポーツ協会加盟団体の紹介を行うほか、スポーツ協会・レクリエーション協会の加盟団体が行う「指導者養成事業」に対する助成を行い、次世代の指導者育成に向けた支援を行っています。 今後も、地域のスポーツ団体が持続的に活動ができるよう、スポーツ活動を支える人材の発掘と育成に取り組んでいきます。
37	45	第 4 章	「基本施策3 スポーツ活動を支える団体の育成と担い手づくり」の「(2) 公益的なスポーツ関係団体の活動支援」の「① スポーツ関連団体の活動支援」 確かに、スポーツ協会に加盟している団体は「施設の優先予約・減免措置」「区民総合体育大会資金援助」等の支援を受けている。 ただ、「新宿区スポーツ協会」には財団による事務支援等が主であり、区からの直接支援はあまり行われていない。 特に協会への資金援助はいただいていない。そのため、会議や打合せに係る会場費・交通費は全て会費として徴収した中から支出している。区や都事業に出席する交通費も自らの会費であり、謝金（日当）を出すことはまったくできない。 ※11月9日のレクリエーションフォーラムへも自費で参加 合同新年会や様々な式典に出席するのも一部を除いて支出はされず、出席者支払いである。役員の謝金（1日3,000円程度でも）を支払いたいが、現状は絶対に無理である。 このような状況下のため、人材の維持や増やしていくことは難しい状況にある。区からスポーツ協会に直接、交通費や謝金が支払える程度の資金、及び加盟団体への運営資金補助が出来る金銭援助があると非常に助かる。強く・強く切望している。	E	ご意見として伺います。 区では、区スポーツ協会に対する運営資金の援助は考えておりませんが、区スポーツ協会が引き続き地域におけるスポーツ振興の中心的存在として、区民がスポーツに親しむ場や機会の提供、各種目の指導者育成等に取り組んでいただけるように、施設の優先貸し出しや利用料金の減額、広報周知活動などの支援を行ってまいります。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方	
38	47	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」 是非、グリーンヒルハヶ岳に「学校棟」を建設してほしい。女神湖には学校棟があり、多くの子供達が利用できるが、「グラウンド」がない。市営グラウンドを別途で借りなければいけない。また、鉄道駅から宿泊所までアクセスが悪く、貸切バスや自家用車でなければ利用することはできない。その点、グリーンヒルハヶ岳にはグラウンド・テニスコート・体育館・プール・アスレティックジム、その他が併設されており、スポーツ施設が充実している。駅からも遠くないため、送迎バスやタクシーでも利用することが出来る。現在は年配者やご家族には人気で利用率は高いが、スポーツ施設はほとんど利用されていない。逆に、ジュニアチームやスポーツ団体が利用したくとも、収容人数に限りがあり大勢での予約が取れない状況にある。 そこで、女神湖の様に学校棟を建設してくれると、施設の利用頻度も上がり、多くのスポーツ団体が利用することが出来る。野外活動やバーベキューも出来るため、子供達のためにもなると考える。小・中学校の課外授業にも利用可能である。是非、検討をお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 区民健康村（グリーンヒルハヶ岳）は、公共施設等総合総合管理計画において、「多様化する区民ニーズに対応する民間のサービス供給が見込まれることから、将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する。」としています。 このため、学校棟の建設は考えておりません。
39	48	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(2) 気軽にスポーツを楽しめる都市環境の整備」の「② 安全で快適な公園づくり」 新宿中央公園や戸山公園箱根山地区多目的運動広場に、子供達が自由にボールや器具を使い大きな声で仲間と活動し、遊びを創出できるような環境を数多く作っていただきたい。 特に近所の児童公園を昔のように「子供の遊び場」になり、公園で野球をする、サッカーをする、ドッジボールにバドミントン等が出来る場所にして欲しい。 現在は老人の憩いの場、散歩をする場、昼食をとる場、子供達はラインや携帯ゲームをする場になっている様に思う。休日さえ子供達同士で遊んでいる姿を見ることはない。一部の利用者や近隣の方から「危ない」「うるさい」との申し出があり、その対応のために規制をしているとは思いますが、本来の児童公園の目的を再検討すべき。 時間や場所の制限はあっても、昔の様に「遊べる」児童公園を提供できればと考える。子供達のために、区民のために何が必要であるかを改めて考える必要があると思う。	E	ご意見として伺います。 戸山公園多目的運動広場は、小学生等の野球・ソフトボール・サッカーの団体利用として開放しており、平日（水曜日を除く）の午後の時間帯や団体利用がない時間帯については個人開放しています。 新宿中央公園については、公園北側のスポーツコーナーや南側の多目的運動広場でバット等の使用を除き球技の利用がきます。このほか、スケートボードを行える広場や大型遊具、フットサルコートなども備えており、様々な遊び、スポーツに対応しています。今後も利用者のニーズを捉えながら、施設の更新を検討していきます。 住宅地に隣接した小規模な公園では、地域の方々の屋外におけるスポーツのほか休息や鑑賞、遊戯、その他レクリエーションなど様々な利用されており、利用者の安全性や近隣居住者への迷惑防止の観点から球技利用を禁止しています。
40	49	第4章	個々の施設整備は毎年の様に見直さなければなりません。特にその利用方法や利用頻度により、見直しを余儀なくされてしまう。限られた施設をより利用しやすい状況にすることは大変な労力だとは思いますが、必要なことと考える。 コズミックセンターやスポーツセンターも築年数が経ち、老朽化している場所もある。 利用者には不便を掛けるが、順次整備・改修をお願いする。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 誰もが安全で快適にスポーツ施設を利用できるように、施設の修繕や改修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づいた附帯設備等の整備・充実を図っていきます。 なお、令和7年度は「新宿区スポーツ環境整備基金」を活用し、新宿コズミックスポーツセンター大体育室床改修工事、落合中央公園野球場夜間照明LED化等工事を実施します。
41	49	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(3) 誰もが使いやすく多様なニーズに対応した整備・運営」の「① 誰もが使いやすい施設の整備と計画的な維持管理」に「野球場の利用料について利用しやすいように値下げを検討します。」を加える。	E	ご意見として伺います。 野球場等の施設利用料等は、行政サービスにおける受益と負担の公平性確保の原則に基づく、「受益者負担」の考え方により設定しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方	
42	49	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(3) 誰もが使いやすく多様なニーズに対応した整備・運営」の「① 誰もが使いやすい施設の整備と計画的な維持管理」に「区有施設については、利用者の要望を聞き、改善に努めます。」を加える。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 「多様な利用者ニーズに対応した」と記載しており、施設の改修に当たっては、施設利用者アンケートや利用団体の要望を踏まえて、具体的な改修内容を検討していきます。
43	49	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(3) 誰もが使いやすく多様なニーズに対応した整備・運営」の「① 誰もが使いやすい施設の整備と計画的な維持管理」に「スケートボードや3オン3などのストリートゲームができる広場の確保を進めます。」を加える。	E	ご意見として伺います。 ご提案のあった、スケートボードなどのアーバンスポーツと言われる競技や、ストリートバスケについては、若者に人気があるスポーツであると認識しておりますが、活用可能な土地や施設が限られているため、現時点で、特定の競技スポーツを対象とした整備は困難な状況です。 なお、新宿コズミックスポーツセンターでは、様々なアーバンスポーツが体験できるイベントを開催しており、そういったイベントを開催することで多様なスポーツの魅力を感じてもらう機会を提供していきます。
44	49	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(3) 誰もが使いやすく多様なニーズに対応した整備・運営」の「① 誰もが使いやすい施設の整備と計画的な維持管理」に「神宮外苑の再開発では、区民に親しまれ、利用されてきた草野球場やフットサル場などの市民スポーツ施設がなくなります。計画の中止、見直しを求めます。」を入れる。	E	ご意見として伺います。 平成30年に都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」では、「誰もがスポーツに親しめる環境を備えたスポーツ拠点の形成に向けて、スポーツ環境の形成を図る」としています。そのため、神宮外苑再開発では、上記指針に基づき、誰もが多目的に利用できる中央広場や屋上広場、屋内球技場など、スポーツが身近に感じられる施設整備が計画されています。
45	49	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(3) 誰もが使いやすく多様なニーズに対応した整備・運営」の「② スポーツ施設の利便性向上」に「西戸山公園野球場、落合中央公園野球場などのスポーツ施設を利用者の要望に応じて改修していきます。」を入れる。	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 「① 誰もが使いやすい施設の整備と計画的な維持管理」に「多様な利用者ニーズに対応した」と記載しており、施設の改修に当たっては、施設利用者アンケートや利用団体の要望を踏まえて、具体的な改修内容を検討していきます。
46	50	第4章	「基本施策4 多様な利用者に配慮した施設機能の充実」の「(4) 地域資源を生かした各種施設の活用・連携」 現在グラウンドや体育館の利用が満足できるほど確保できていない。毎年、日程調整会議では多くの方が悩みを抱えている。これは利用施設や利用枠が少ないことによるものと思われる。ただ、そうは言っても新規グラウンドや体育館を造ることは難しいと思う。 区では小・中学校や都立高校施設の利用も積極的に行っているが、都の様に企業や大学のグラウンドや体育館を利用させていただくのも一案かもしれない。区の管理下でないため難しいと思うが、検討してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区でも企業や大学のスポーツ施設の活用として、江戸川河川敷グラウンド（埼玉県三郷市）や上智大学真田堀運動場が利用できます。今後も、区民のスポーツ環境の充実を図るため、企業や大学の保有する施設の活用に向けて、検討していきます。
47	50	第4章	学校施設開放の改善： 学校施設開放は非常に有益な制度だが、予約が取りにくい現状がある。多くの方が公平に利用できるように、予約システムの改善を図っていただきたい。例えば、オンライン予約システムの見直しや、利用回数の制限などを検討してほしい。	E	ご意見として伺います。 学校施設開放のインターネット方式（校庭・体育館等）では、1団体につき1日2枠までの制限を設けています。また、校庭開放については、一部日程を抽選で受け付けております。引き続き、利用者のニーズを捉えながら、予約方法について検討していきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方	
48	50	第4章	私共の地域には、コズミックセンターやスポーツセンターのような室内スポーツ施設が近くない。 そのため、小中学校の体育館の利用を考えたことがあるが、利用方法が煩雑で制限があり、結局断念したことがある。 特に「運営委員会方式」は、毎月の運営委員会に必ず参加しなければならない、既存団体がほぼ同じ曜日の同じ時間を利用しているため、新規参入は正直困難である。また、団体登録手続の完了までに2か月かかり、仮に認められても運営委員会に参加してさらに2か月先に初めて借りられる。そのため、新しくスポーツをみんなで始めたいと思っても、かなりハードルが高く感じる。 「インターネット方式」もあるが、こちらも、学校施設開放については、利用希望月の前月の5日から18日との制限がある。 それでは、せめて家族で学校体育館を利用できないかと「個人利用」を考えてみても、使用して良い種目は限定され、また、利用できる学校も限られていた。 地域との関係性や安全面なども考慮しながら、なかなか困難かと思うが、もう少し時代に合わせて、簡便に、公平に、気軽にスポーツ施設としての学校施設等の利用が可能となれば良いと感じた。	E	ご意見として伺います。 運営委員会では平等な方法で各団体の使用日を決めるよう調整を行っていますが、一部の学校では既に多数の団体が登録しており、新規の団体が利用しにくい環境であることは課題として認識しております。団体登録手続の期間を含め、新規の団体がより利用しやすい仕組みを研究・検討していきます。 インターネット方式の利用申請日については、管理人の配置調整の都合上、利用希望月の前月の5日から18日に設定していますが、利便性向上に向けて申請期間の延長について検討していきます。 個人開放については、地域に応じて実施校・種目について定めており、今後も利用者のニーズを捉えながら検討していきます。
49	50	第4章	区の屋内施設は一地域に集中しており、居住地から利用するのに大変不便。普段スポーツをする習慣のない者が始めようと思うなら、やはりレッスンとかが始めやすい。水泳をやりたいと思い調べたが、屋内施設に行くのにとても不便なこともあって躊躇してしまう。 例えば、行きやすい隣区の施設を新宿区民でも同じように利用出来ればと常々思っている。区をまたいで協力するような施策を考えることは出来ないのか検討してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、隣接する千代田区とは外濠公園グラウンドで、中野区とは妙正寺川公園運動広場で、相互利用を行っています。 なお、区では多くの区民の方々が気軽にスポーツ活動が行えるよう、各種生涯学習・スポーツ施設の整備を図るほか、地域センターや公園施設においても、運動やスポーツに親しんでいただけるよう利用方法の工夫を行っています。 さらに、学校施設についても、教育活動に支障のない範囲で、施設を開放しています。 今後もこうした既存施設や学校施設などをより効果的に活用するなどして、日常的に気軽に体を動かせる場を提供していきます。
50	52	第4章	「基本施策5 スポーツによるにぎわい・交流の創出」の「(1) 交流の場や機会の充実によるコミュニティの醸成」の「② スポーツを通じた交流の促進」 スポーツ関連団体と各組織の連携は非常に重要だと考えている。お互いにその組織の「成り立ち」・「主な活動」・「組織としての役割」等を知ることにより、今後の連携事業を上手く進めることが出来るようになる。相互理解無くして連携は組めないと考える。 スポーツ協会も今後出来る限り各団体と連携を図り、協力・協働し事業を行いたいと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 スポーツ関連団体や地域で活動する多様な団体が、スポーツを通して連携、協働するための仕組みづくりを進めるとともに、各主体が尊重し、互いに認め合うことによって、活動場所のシェア、人材の交流、イベントの共同開催等が活発に展開できるよう取り組んでいきます。
51	53	第4章	「基本施策5 スポーツによるにぎわい・交流の創出」の「(2) 新宿にゆかりのあるアスリートやクラブとの連携強化」の「② トップアスリート・クラブを支える取組の推進」 トップアスリートの試合（高いレベル競技）を観ることは区民により影響を与えると思う。試合（大会）への招待、割引を行い観戦する。更にはボランティアとして参加が出来るようになれば、更に身近なものに感じる事が出来る。 スポーツを「みる」から「ささえる」・「する」に繋がっていく良い機会だと考える。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿未来創造財団では、試合観戦事業として野球・サッカーの観戦・優待を行い、プロスポーツの観戦機会を提供しています。 加えて、スポーツ施設では、主要な国際大会のパブリックビューイングや、より身近な教室プログラムにおける発表会、試合観戦も実施しています。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	区の考え方	
52	56	第5章	新宿区スポーツ環境会議委員について聞こえない者も加わった方が良いと思う。	E	ご意見として伺います。 新宿区スポーツ環境会議では、新宿区障害者団体連絡協議会の代表者の方にご出席いただき、障害者のスポーツ環境についてのご意見をいただいています。 なお、障害者向けの運動教室の企画、運営に際しては、社会福祉方針新宿区障害者福祉協会、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの方に様々なアドバイスをいただきながら、事業を進めてきました。
53	60	参考資料	「(1) 区のスポーツ環境を支える関連団体等」の「一般社団法人新宿区スポーツ協会」に以下を追記する。 区民のスポーツ振興を図りスポーツ精神を涵養することを目的に、「区民スポーツ大会」「スポーツ教室・講習会」の運営、「都民スポーツ大会」等の上部団体への選手派遣、ジュニア育成事業やシニア振興事業、指導者の発掘と育成、スポーツイベントへのスタッフ・ボランティア派遣など、様々な活動を実施しています。	A	ご意見を踏まえて、方針素案を修正します。 「区民のスポーツ振興を図りスポーツ精神を涵養することを目的に、区民スポーツ大会、スポーツ教室・講習会の運営、都民スポーツ大会等の上部団体への選手派遣、ジュニア育成事業やシニアスポーツ振興事業、指導者の発掘と育成、スポーツイベントへのスタッフ・ボランティアの派遣など、様々な活動を実施しています。」と修正します。
54	56	その他	PLANの次は「D0」なので、誰がどの部分の内容をどの対象に対して、どのように展開して目標に近づけるかと、一定期間の実施、実行、実績に対して、誰がどのように達成度合を評価して、どうやって次につなげていくかというレベルまで考えていただきたい。	E	ご意見として伺います。 本方針では各施策の成果指標を掲げていませんが、「新宿区実行計画」において「スポーツ実施率（区政モニターアンケートにおいて、「週1回以上スポーツや運動を行っている」と回答した区民の割合）」を指標として掲げています。 なお、各事業を実施するに当たっては、施策や事業の適切な評価及び進行管理を行うことにより、効果的・効率的な区政運営につなげるとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったPDCAサイクルに基づく行政評価を実施しています。
55	—	その他	来たる11月25日、デフフットボール体験が開催されるが、区報、レガス新聞に掲載されていない。本来は掲載すべき。HPだけではなく、区報、レガス新聞に掲載して欲しい。特に高齢の聞こえない者はパソコンを持っていない人が結構多い。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 11月25日に開催したデフフットボール体験会については、10月25日号の広報しんじゅくに掲載し、その外、区立施設へのチラシの配架、SNSでの発信を行いました。 今後は、0h!レガスへの掲載も含め、より広く周知が行えるよう、イベントの周知について検討していきます。

3 新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に関する 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

新宿区スポーツ環境整備方針(素案)に関する地域説明会でいただいた意見及び回答要旨をまとめています。

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【素案頁】	ご意見の内容が該当する素案のページを示しています。
【章番号】	ご意見の内容が該当する素案の章番号を示しています。
【意見要旨】	基本的には、発言のまま記載していますが、内容が重複する部分などの要約や、口語体から文語体に修正している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、発言のまま記載していますが、口語体から文語体に修正している場合があります。 なお、方針への反映等については、A～G で示しています。 A～G の分類については、地域説明会実施結果概要(P.2)をご確認ください。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	回答要旨	
1	—	全体	内容はすごくよくできていて、これをどう捉えて、どうみんなに分かっていただくか、せっかくいいものであっても、宝の持ち腐れだったらつまらないと思うので、この資料を各団体に周知したい。みんながこれを共有して、しっかり伝えていきたいと思う。	E	方針を改定して終わりではなく、区民の皆さまに手にとってもらわなければいけない。この中身が浸透していくように、我々も工夫していきたいと考えています。
2	—	全体	各スポーツ団体も人材確保というのが非常に難しいところがあり、我々自身も人材確保と育成に非常に悩んでいる。我々としては、どういうふうにやったらいいのか、新宿区と打ち合わせしながら進めていかなければとあらためて思った。 目標や指標は記載していないということだが、我々とする、方向性は出たものの、実際どうやったら人が集まるとか、どうやったらコミュニケーションを取れるか、そこを突き詰めていく必要性もあると思うので、今後、そういったことも打ち合わせできないかなと考えている。	E	目標値を掲げている方針ではありませんが、スポーツ実施率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えています。 方針では、競技性がないものもスポーツの定義に入りますが、もちろん競技性のあるものについても技術を高めていくことも重要と思っています。 また、週1回のスポーツ実施率の数値については、別に実行計画というものがあり、その実行計画の中で指標を設定しています。今後、58.5%という数字を60%、70%に引き上げていくことが、まずは大きな目標と考えています。 【補足】 新宿未来創造財団を通じて、区スポーツ協会加盟団体と連携して定期的なスポーツ教室や活動機会を提供しており、区民の参加を契機に協会加盟者の増加を図っています。 また、新宿未来創造財団のウェブサイトではスポーツ協会加盟団体の紹介を行うほか、スポーツ協会・レクリエーション協会の加盟団体が行う「指導者養成事業」に対する助成を行い、次世代の指導者育成に向けた支援を行っています。
3	43 ~ 45	第4章	次の指導者の育成は大変難しい話であり、連盟参加の年齢層もどんどん変わってきている。今や、70から80代の選手がたくさんいて、若手のグループの理事よりもそちらが増えつつある。グループの中でリーダーをどうやって変えていくか、悩みつつやっている。次の世代へのバトンタッチは、よく言われることだが、具体的にどうしたらいいかというようなことも何か示されると、現在の指導者の参考になると思う。 一番の大きな問題は、底辺の質が高まること、次のリーダーをどうやって育てるかということは、自分たちの課題と考えている。	E	指導者不足や指導者の育成は非常に重要な課題であると思っており、様々なところに関わってきますが、素案の33ページに「子どものスポーツを支える環境の充実」という取組があり、興味関心につながる指導者の育成ということで、次の世代につなげていくというのも重要であると考えます。 そういったノウハウを行政が持っているわけではないので、まずは各団体の取組について、区で周知、協力をさせていただいて、その競技人口を増やすこと、競技の楽しさや、その魅力を伝えていく、そういった情報発信もこれから行っていきたいと考えています。

